

子ども医療費の助成について（令和4年10月1日）

子ども医療費の助成とは

- 本市では、子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、安心して子育てができる環境を整備するため、0歳から18歳（年度末）まで※の子どもの保険診療（通院・入院）にかかる一部負担金を助成します。
- 医療費の助成を受けられる方は、市内に住民登録があり、各種の社会保険または国民健康保険に加入している子どもの保護者です。
- ※ 令和4年4月診療分より、15歳（年度末）から18歳（年度末）までに拡大しました。
- ※ 保険診療にかかる一部負担金とは、医療機関の窓口で患者が支払う金額（2割・3割相当額）です。
- ※ 入院時に別途支払った食事代についても支給対象となります。

医療機関にかかる場合

- 健康保険証と「子ども医療費受給資格証」を毎回、医療機関等の窓口で提示してください。
- 埼玉県内の現物給付を行う医療機関等で受診された場合、1医療機関で1か月の保険診療一部負担金が21,000円未満の入院・通院に限り窓口での支払いは必要ありません。
なお、21,000円以上になった場合、医療機関の窓口での支払いが必要です。医療機関で支払い後、市に医療費支給申請をしてください。
※埼玉県の医療機関等であっても、現物給付を行っていない医療機関等で受診した場合は、窓口での支払いが必要です。医療機関等で支払い後、市に医療費支給申請をしてください。
- 埼玉県外の医療機関等で受診された場合には、窓口での支払いが必要です。医療機関で支払い後、市に医療費支給申請をしてください。

支給対象とならないもの

- 健康診断、検診、予防接種、容器代、交通費及び入院時のおむつ代など保険適用とならないもの。
- 日本スポーツ振興センターや就学援助の対象になる場合は、申請することができません。

登録内容に変更があった場合

- 加入保険の種類、住所等に変更があったときは、子ども医療費受給資格証と健康保険証を持参のうえ必ず届出をしてください。

医療機関で一部負担金を支払った場合

医療機関で保険診療一部負担金を支払った場合は、市に医療費支給申請をしていただくと、後で自己負担分が支給されます。

① 申請方法

- ◇ 「子ども医療費支給申請書」に必要事項を記入の上、医療機関等で証明を受けるか、支払った領収書（子どもの名前、保険点数、受領印が明記されているもの）を添付して、1か月毎に、保険年金課・各地区行政センター（富士見を除く）または飯能駅サービスコーナーの窓口へ提出してください。
※申請書は診療を受けた翌月以降に提出してください。
※1医療機関につき、1か月に1枚の医療費支給申請書が必要です。
※各地区行政センター（富士見を除く）または、駅サービスコーナーへ申請書を提出された場合は、保険年金課に届くのが遅くなりますのであらかじめご承知ください。
※1医療機関で1か月の保険診療一部負担金が21,000円以上の領収書をお持ちの場合、同意書の提出が必要です（認印が必要です）。

○医療費支給申請書に医療機関等で証明を受ける場合

- ・診療月の翌月以降に医療機関等で1か月単位の証明をいただってください。
- ・1医療機関につき1か月に1枚の医療費支給申請書が必要です。
- ・1医療機関に通院・入院があった場合は申請書が2枚必要になります。
- ・院外処方(調剤薬局)も支給対象となり医療機関とは別に申請書が必要になります。

② 医療費の支払いについて

医療費は、申請された翌月以降に届出の預金口座に振り込みます。

※事務処理上の都合により締め切り日や口座振替日に変更になる場合があります。

《年末は締切日を早めます》

③ 注意点

・健康保険から高額療養費や付加金の給付の該当になる可能性がある場合には、健康保険との給付調整を行いますので、振込みが3～5か月程度遅れる場合があります。

・加入されている健康保険により、高額療養費等の申請が別途必要な場合があります。

《高額療養費や付加給付金は各健康保険から支給されます》

※付加給付額とは、各種健康保険組合から支給される療養費付加金です（付加給付の支給基準は、各健康保険組合によって異なります）。

・高額療養費制度が適用される場合、医療費の支給額はその世帯の限度額まで（所得や医療費により異なります）とします（入院時の食事代は高額療養費の対象となりません）。

・医療費の申請期限は診療の翌日から5年です（受給者から市へ申請する場合）。

・学校関係でのケガ等の場合、子ども医療受給資格証は使用できません。

☆ 詳しいことは、下記へお問い合わせください ☆

〒357-8501 飯能市大字双柳1番地の1